

第 432 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 2 日（木）午後 3 時 3 分から午後 3 時 28 分まで
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1-1、1-2
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 お待たせしました。定刻を過ぎておりますが、ただ今から第 432 回東京地方最低審議会を始めます。

主任賃金指導官 続きまして、お配りしておりますお手元の資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのは、「議事次第」「座席表」「資料」「参考資料」となります。不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続きまして、本日の会議の定足数について報告する前に、私からお伝えすべきことがあります。

労働者側代表委員でありました反町茂雄委員におかれましては、令和 5 年 2 月 2 日午前 1 時 36 分にご逝去されたことをお知らせいたします。

反町委員におかれましては、平成 27 年 5 月に委員に就任されて以来、長年に渡り東京地方最低賃金審議会の審議に御尽力いただきました。ここに改めましてご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

黙祷をしたいと思いますので、皆様ご起立ください。

黙祷。

（黙 祷）

都留会長 ご着席ください。

それでは、事務局から本日の会議の定足数について報告をお願いします。

主任賃金指導官 定足数のご報告をさせていただきます。本日は、公益代表委員が 1 名ご欠席でございますが、現時点で、委員定数 18 名のうち 16 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3

分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことをご報告いたします。

都留会長

それでは、議事次第に基づいて進めてまいります。

まず、議事(1)「令和5年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」の審議を行います。

本件について事務局から説明してください。

賃金課長

最低賃金法第15条第1項により、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者又は使用者を代表する者が、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。

この申出は、例年、概ね7月を目途にお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、その申出の内容に沿った最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。そのため、前年度末を目途に各特定最低賃金について、改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けまして次年度調査の準備をさせていただいているところでございます。特に、業種の括りの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた実態調査を行う必要がございます。この点も含めまして、改正等の申出意向表明をお願いしております。

以上です。

都留会長

ありがとうございます。

それでは、令和5年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いします。

申出の意向について御発言をお願いします。

田代委員

では、田代からご報告させていただきます。

まず、冒頭、私どもの仲間、反町委員に対しまして、ご配慮いただきまして、ありがとうございます。私も公私共にいろいろな面で、遊び、仕事をしていた仲間でした。56歳でありましたが、こういうことになってしまいました。非常に残念ですが、本当に今日はありがとうございます。

意向表明でございますけれども、来年度の令和5年度におきましても、鉄鋼業、はん用機械器具、生産用機械器具製造業、自動車・同付属品製造

業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同付属品製造業の3業種におきましては、改正の申出を今年同様にさせていただきたい。また、適用労働者の範囲におきましても、今年度と同様での準備を進めてまいりたいと思っております。

また、新設につきましては、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業について、今年度同様に新設としての準備を進めてまいりたいと思っております。また、適用労働者の範囲におきましても、今年度同様ということでの準備を進めております。

また、現時点では意向表明までで、申出には毎年至っておりませんが、一般自動車貨物運送業・郵便業につきましても、今年度同様に準備を進めてまいりたいと思っております。

本来であれば、反町委員がここでもう少し述べるところでありますが、私のほうからは、これにて、意向表明とさせていただきます。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

ただ今、労側から特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。この中で、次年度においては、2業種の最低賃金新設と、現行3業種について金額改正とのことで、計5業種について申出の意向表明がございました。

ただ今の御発言を受け、使側から御意見、御質問はありますか。

(特になし)

都留会長

その他、公益委員の方も含めて、御意見、御質問はいかがでしょうか。

(特になし)

都留会長

ただ今、労側委員から、特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。

本日の労側委員からの意向表明を受けて、事務局では、今後適切な事務

手続を進めてください。

事務局からは何かありますか。

賃金指導官

私のほうから、本日お手元にお配りしております資料に関しまして、ご説明させていただきます。

「第432回東京地方最低賃金審議会資料」と表題に記載された資料をお手元にご用意いただきまして、3ページの資料1をご覧ください。

ただ今、来年度の特定最低賃金の申出意向表明をいただきましたが、こちらの資料に関しましては、今年度申出がありました特定最低賃金についての適用使用者数及び適用労働者数を記載したものとなっております。こちらは、令和4年度に実施しました最低賃金実態調査結果を踏まえて推計したものでして、例年どおり、特定最低賃金業種適用労働者数使用者数の厚生労働省本省への報告で集計した数字を使用したものとなっております。備考欄の※1から※4までの適用対象労働者の範囲でございますが、令和4年度の申出書のとおりでございます。

使用した母数ですが、総務省の平成28年経済センサス令和2年次フレームで、昨年度の平成28年経済センサス平成30年次フレームと数字が異なっていることから、算出した適用使用者数及び適用労働者数が、昨年度のものに比べて減っている業種も見受けられるということをご承知おきいただければと思います。

これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は、改正については基幹的労働者の「概ね3分の1以上」、新設については「2分の1以上」の者が労働協約の適用となっていること、公正競争ケースの新設及び改正については「概ね3分の1以上」の合意があることが、申出要件となりますので、どうぞよろしくお願いたします。令和5年度の最低賃金実態調査の開始が5月頃から始まりますので、申出内容に変更がある場合や新たな業種で申出をする場合等がございましたら、3月下旬頃までに、具体的な変更内容を事務局までご連絡願います。

続きまして、お手元にお配りしております「参考資料」に基づいてご報告させていただきます。「第432回東京地方最低賃金審議会参考資料」と表題に記載された資料をご用意いただきまして、2枚めくっていただいた3

ページをご覧ください。

表題に「地域別最低賃金再改正の要請」と書いておりますが、こちらは令和4年12月16日付けで、目黒地区労働組合協議会（目黒労協）から東京労働局長あてに提出されたものでございまして、現状の認識では、「物価上昇率を勘案し、年内に、最賃法第12条に基づき、東京地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改正を諮問するよう要請する。」との内容が記載されております。

続きまして7ページ、参考2「地域別最低賃金再改正の要請を行いました」をご覧ください。こちらは、令和4年12月16日付けで、先ほどと同じく、目黒地区労働組合協議会から、東京地方最低賃金審議会あてに提出されたものでございまして、現状の認識では、「東京地方最低賃金審議会においても、審議会を招集し、最低賃金再改定の必要性について、早急に検討されることを、会長、すべての審議委員に要請する。」との内容が記載されております。

続きまして11ページ、参考3「2022年度内最低賃金額再改定の要請書」をご覧ください。こちらは、令和5年1月27日付けで、生協労連東京都連合会、生協労連・コープネットグループ労働組合から東京労働局長あてに提出されたものでございまして、現状の認識では、「急激な物価高騰に対し、直ちに、最低賃金法第12条に基づき、東京都地方最低賃金審議会に、東京都の最低賃金の2022年度内の再改定を諮問するよう要請する。」との内容が記載されております。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何か御質問等がありますか。

(特になし)

都留会長

それでは、議事次第に基づき、議事を進めてまいります。

議事（2）「令和5年度における特定最低賃金の審議のあり方について」です。

本日の運営委員会において、令和5年度における特定最低賃金の審議のあり方について検討を行っていただきました。その審議結果について報告がございます。

事務局より、報告文書を配布してください。

(報告文書 配付)

都留会長
賃金課長

事務局は報告書を読み上げてください。

令和5年3月2日。

東京地方最低賃金審議会、会長、都留康殿。

東京地方最低賃金審議会運営委員会、委員長、村上文。

運営委員会報告書。

当運営委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、次年度特定最低賃金の必要性審議のあり方について、本日、審議・検討を行った。

審議においては、労使各側の見解に一定の隔たりがあり、各側委員はそれぞれの立場から、主張の隔たりを調整すべく努力を重ねた。その結果、次年度の「特定最低賃金改正決定等の必要性審議のあり方」については、次年度の運営委員会において引き続き審議・検討することを合意した。

なお、本件の審議に当たった本運営委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙名簿については省略させていただきます。

以上です。

都留会長
村上委員

ありがとうございました。

では、運営委員会の審議経過につきまして、私から説明させていただきます。

第1回東京地方最低賃金審議会運営委員会において、特定最低賃金の必要性審議のあり方については、「令和4年度における審理終了後に翌年度の対応を運営委員会等において協議する。」と確認されていたことを受けて、第2回運営委員会を開催しました。これについて審議経過をご報告申し上げます。

特定最低賃金の必要性審議のあり方については、今年度、検討委員会に

付託され、審議を行ったところです。本日の審議において、労働者代表委員からは、第1に、特定最賃が関係労使のイニシアティブにより決定されるべきというのであれば、各業種それぞれにおいて審議の場を設け、労使それぞれの業界を代表する方々同士で、意見の交換をした上で、議論をしたい。第2に、検討委員会の場にはない業種を代表する人も検討委員として参加させて議論すべきであるとの御意見があったところです。

一方、使用者代表委員からは、第1に必要性審議に入る以前に、特定最低賃金は既に意義を失っていると考え。第2に、特定最低賃金は長年改定されておらず事実上機能していないと考えるため、必要性審議のあり方については、例年どおりのあり方で行っていくべきと考えとの主張がなされました。

公益代表委員からは、特定最低賃金の基本である労使のイニシアティブを踏まえ、労使双方で協議を行うべきである。との見解を示しました。

それぞれの立場から意見調整をすべく努力を重ねましたが、これ以上の審議を続けても合意形成は困難と判断いたしました。よって、次年度の特定最低賃金の必要性審議のあり方については、次年度の運営委員会において引き続き審議し、検討することが適当との結論に達しました。以上により、ご了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただ今審議会にご報告いたしました。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。それでは、ただ今の運営委員会報告及び審議経過報告に関し、御意見、御質問等いかがでしょうか。

(特になし)

都留会長

それでは、報告書のとおり、次年度の特定最低賃金の審議のあり方については、令和5年度の第1回運営委員会において継続審議とすることといたします。

続きまして、議事(3)の「その他」についてですが、何かございますか。

(特になし)

都留会長 ほかにないようでしたら、本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありますか。

賃金課長 審議会の終了に当たりまして、辻田東京労働局長より御挨拶申し上げます。

労働局長 本年度最後の審議会になりますので、簡単に御礼のご挨拶だけさせていただきますと思います。

本年度を振り返ってまいりますと、コロナ禍が3年目ということで、オミクロンが拡大等する中にご審議いただき、大変日程調整が難しい中でご出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

特に、地域別最賃につきましては、中賃の日程が後ろ倒しになって、非常に集中的に審議をせざるを得ない状況で、限られた日程の中で地域別最賃31円引き上げの答申をいただいたということは、大変有り難いことだと思っております。また、特定最賃につきましても、改正の必要性の全会一致という形にはなりませんでしたが、それぞれのお立場から、真摯に、丁寧に御審議をいただいたと存じております。

答申の中にもございました、中小企業、あるいは小規模事業者への支援についてですが、生産性向上支援のための業務改善助成金を積極的に普及し、活用していただくということで、9月、10月の段階で周知強化期間として積極的な取り組みを行いましたし、この1月、2月にも、第2弾として周知活動に組み、現在、1月末時点の申請件数が394件でして、昨年度末の321件を超える利用率になっています。

また、パートナーシップによる転嫁円滑化施策パッケージ、特に企業内物価が苦闘する中で、価格に転嫁をしていただくという取組でございますが、これも1月から3月までの間、転嫁対策に向けた集中取組期間ということで、各業種、各事業者からの声を、必要に応じて関係機関にお届けするなり、あるいは関係の窓口を紹介するなりといった取組みを積極的に進めております。

東京局におきましては、来年度も今の物価の情勢ですとか、あるいは今

春闘の最中ということで、そういう状況を踏まえて、また、最賃改正の審議をお願いしなければならないという状況になってくると思います。

私どもとしましては、引き続き、最賃制度の適格な運営と、中小企業を含めた各事業者への支援に取組み、賃上げしやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

引き続き、労働行政に対するご理解・ご協力をいただき、来年度もぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。皆様のご協力に対し改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は田代委員、使側委員は井上委員に確認をお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。